

DSM ニュートリションジャパン (株) 一般売買契約条件

1. 一般

1.1 本契約は DSM ニュートリションジャパン (株) 東京都港区芝 2-31-19 バンザイビル 4F (DSM) によるまたは代表するすべての製品またはサービス(以下製品という)をお客様に提供、販売、配送および DSM (以下乙という) とお客様 (以下甲という) との間に行われる取引すべてに適用されることとする。

1.2 本契約に記載の条件の受諾を条件に、甲による明記がなくとも今後すべての取引において本契約が適用されることに合意することとする。

1.3 すべての個別契約には本契約の規定が準用される。

本要項は製品の販売および配送事前になされた当事者間の口頭または書面による見積もり、コミュニケーション、合意、および理解よりも優先して適用される。また甲による発注に関する契約条件及びその他甲により提示された契約条件よりも優先して適用されることとする。甲が規定した契約条件に対して乙が異議を唱えなかったとしても甲が提示した契約条件のいかなる部分も受諾したということにはならないとする。また乙の業務遂行や配送の開始をした場合でも甲の契約条件を受諾したということにはならない。甲の契約条件と乙の条件のいかなる部分が異なる場合、乙によるまたは乙の代理人の条件およびその後のコミュニケーションまたは行動においてまた製品の注文確認および配送も含むがこれに限らず、常に乙によるかかる申込みは絶対的な条件とし、甲による条件提示は拒絶するものとする。乙による製品配送及び甲による製品の引き取りを甲が承諾するコミュニケーションまたは行動が確認された場合、乙は契約条件において無条件の承諾を構成するものとする。

1.4 本契約の最新版は www.dsmnutritionalproducts.jp よりアクセスすることができる。乙は予告なしに条件を改定する権利を有する。乙はそのような改訂が発生した場合、改訂する条件を具体的に特定し、前述のインターネットサイトに掲示するもしくは他の媒体より乙に報告することとする。改訂された条件は改定の通知日より効力を生ずるものとする。改訂後の条件は改訂の通知日以降甲と乙の間で交わされた取引すべてに適用される。

1.5 乙と甲の間で交換された電子データは原文として有効であるとし、当事者間において‘正式書面’とみなすこととする。乙により使用されている電子通信システムは乙と甲の間で送信、受信された内容及び日時を唯一証明するものとする。

2. 見積もり、注文および確認

2.1 乙による明示がない限り、乙による見積もりは拘束力があるものではなく、甲に発注の機会を提供するものである。乙により提示された見積もりはすべて事前の通告なしに取り消し可能かつ変更する可能性がある。注文書は乙の書面による承諾(‘注文確認書’)がない限り拘束力がないとする。乙は理由を特定せず注文を断ることができる。

2.2 価格見積もりは指定した時期に実際購入数量が推定または予測された数量より少ないことを想定し、増加することを前提に踏まえたものである。

2.3 配送毎に取引は別とし、配送の不履行が他の配送に影響を与えないものとする。

3. 価格

- 3.1 乙の製品の価格および為替レートは「注文確認書」に定められている。特に指定のない限り、すべての価格は標準梱包を含むが付加価値税またはその他製品や配送に対する国際税、外国税および地方の消費税などの課税（以下‘税金’という）を控除して価格を見積もり、提示することとする。売上税は甲が支払うものとし、甲に請求するものとする。乙が値引きをする場合、この値引きは「DSM 確認書」に明示されている製品に限り適応するものとする。
- 3.2 「注文確認書」に乙が提示する価格が定められていない限りコストの増大などの決定的要因が発生した際は予告なしに納品前の製品に対して値上げが行われることがある。決定的要因とは原材料や補助原料、エネルギー、乙が第三者より購入した製品、賃金、給与、運送費および保険料を含むがこれらに限らないとする。乙は甲に妥当とする値上げの旨を通知することとし、値上げ幅はコスト増大分を上回らないこととする。

4. 支払いと支払い猶予期間

- 4.1 「注文確認書」において特に指定のない限り、支払いは現金ベースとし、請求日の日付から30日以内に行うものとする。甲は協議済みまたは法的強制力を有する反訴の提起をもっての相殺を除きいかなる税金を控除、反対請求または相殺することなく、全額を現金で支払うものとする。
- 4.2 製品の支払いは期限厳守とする。乙は乙の他の権利を侵害することなく支払いが遅れた場合は未払い勘定が完済するまで支払い期日より年間12%の金利を上乗せした額を請求できるものとする。乙がこの件に関して要したすべての経費(妥当な弁護士費用、専門家の鑑定料、訴訟費用、その他訴訟にかかる経費を含むがこの限りではない)は甲が負担することとする。
- 4.3 甲によるあらゆる支払いは、まずは裁判費用や裁判外の費用および未払い利息などを支払う役割を果たすべきものでありその後最も古い請求権残高から差し引くものとする。
- 4.4 原料や明らかな誤りを除き請求書に関するクレームは書面にて請求日より20日以内に通知しなければならない。それ以上日数が経過した場合は甲が請求書を受理したものとする。

5. 運送と受入

- 5.1 注文確認書において特に指定がない限りすべての運送品は仕向け地までの保険料と運賃を加算したものを契約価格とする。(DDP)
DDPはフランス・パリの国際商工会議所が出版している最新版のインコタームスに定義されている。(WWW.ICCWBO.ORG/INCOTERMS 参照)

- 5.2 注文確認書において特に指定のない限り乙のいう配送の期間および時期は推定であり最重要点には相当しない。乙は注文確認書に明記されているとおり製品の一部および納品書とは別に発送できることとする。配送の遅延が生じたとしても許容範囲内である場合、甲の製品受入義務は免除されないこととする。甲は注文確認書に明記された金額を注文数量分支払う義務がある。

6. 解約

- 6.1 甲による不当な製品の受入拒否または注文確認書の解約された場合は、乙はそのような行為により生じたその他損失も含めた費用を甲によって補償される義務を有する。
- (i) 第三者に製品を転売できる状態でない場合、注文確認書に明記されている金額を支払うこととする。
- (ii) 第三者に製品を転売可能な場合、乙の損失が製品価格の50%に満たない、もしくは全く損失がなかったことを立証しない限り注文確認書に明記されている金額の50%を予定損害賠償額として支払うこととする。

7 検査と規格の適合

- 7.1 製品の配送や取扱い、使用、混合、反応、混入、加工、輸送、保管、輸入、販売（転売）において甲は配送された製品を検査し、注文確認書に明記されている規格に適合していることを確認する権利を有する。両当事者が同意した規格が存在しない場合乙が製品の配送時に使用した最新の規格に基づくこととする。
- 7.2 甲は製品の納品時に明らかな瑕疵または不足が発見された場合には7日以内に、納品時には発見されなかったがその後瑕疵が発見された場合は発見日より7日以内に書面にて乙に対し通知するものとする。ただしいずれの場合にせよどちらか早い日付(i) 納品日より6ヶ月以内 (ii) 製品の品質保持期限日を過ぎていないこととする。製品を使用した場合は甲が製品を無条件に受け入れ、それらに関する一切のクレームを放棄したものとみなす。
- 7.3 納入した製品と同じバッチまたは製造ラインよりサンプルを取り、乙の検収基準に基づいて分析または乙が所有する記録などからかかる製品が規格に適合しているかの判断は乙が下すこととする。乙より甲に納入した製品のバッチまたは製造ラインの品質に関して両当事者間で意見の不一致が生じた場合はかかるバッチのサンプルを提示または甲も容認する独立した研究所にてかかるバッチまたは製造ラインが規格に適合しているかの判断を下してもらうこととする。分析結果は両当事者を拘束するものであり、主張と異なった側が研究所にて発生した分析費用を負担することとする。
- 7.4 納入された一部の製品に瑕疵が発見され、甲がその他の適合品も合理的に受け入れられないとする場合を除き、製品すべての受入拒否をする権利はないものとする。第4条に明記されているが、たとえクレームがあるとしても甲は支払い義務を免れることはないとする。

8. 危険負担と所有権

- 8.1 製品の危険負担は適用するインターコムに準じて甲に移行するものとする。
(第5.1条参照)
- 8.2 製品の所有権は甲より乙への支払いすべてが確認されるまでは製品の法的および受益的所有権は乙が有することとする。利子、手数料、経費等を含めた製品の支払いすべてが確認されるまでは甲は製品に乙の所有を表示するシールを貼らなければならない。
- 8.3 第16条に基づき取り消しがなされた場合、乙の権利を害することなく速やかに製品の返品を要求または回収し、所有権を保持することとする。

9. 限定的保証

- 9.1 乙は納品時において製品が現行の規格に一致するものであるという点に限り保証する。かかる保証の不履行が生じた場合は第7条に明記されているとおり乙の選択により、規格不適合の製品の修理または交換、または元の仕切書価格を全額返還することとする。よって乙の責任は製品の修理または交換または払い戻しのいずれかに限定することとする。
- 9.2 第7条に基づき、規格不適合の通知を乙が受理し、該当する場合は製品の返品を条件に乙による修理、交換、または払い戻しの責任が発生することとする。
- 9.3 上記の保証は限定的なものであり、明示と黙示を問わず、事実上であろうと法令または他の作用によるものであろうと、製品の商品性、特定目的適合性、または知的財産権を侵害しないという保証も含むがそれに限定されず、他のすべての保証に代わるものとする。

10. 責任制限

- 10.1 DSM 製品及び使用に付随し発生した損害に対してのみ甲に納品された不適合製品の売買代金相当額を上限とし保障する。
- 10.2 DSM 確認書に基づくかまたは DSM 確認書の違反に関する乙の責任は本製品の購入価格の返済に限定するものとする。代替品の費用もしくは調達、利益の損失、またはいかなる特別損害賠償もしくは間接的損害賠償についても、いかなる方法で生じたものであろうと、保証、契約不履行、契約履行拒絶、過失その他を問わず、乙はいっさい責任を負わないこととする。人身傷害に際して乙の過失責任は無限とする。

11. 不可抗力

- 11.1 いずれの当事者も、不可抗力、法律や規則、行政処置、法廷の命令、地震、洪水、火災、爆発、戦争、暴動、妨害行為、事故、伝染病、ストライキ、工場閉鎖、運転削減、労働争議、必要とされる労働力または原料の入手難、輸送手段の不足または障害、工場機能または主要機械装置の停止、緊急修理またはメンテナンス、電気、ガス、水道の供給停止や不足、サプライヤーまたは下請け業者による遅延または瑕疵が生じる等当事者が適切に制御できない類似もしくは異なった偶発的出来事により引き起こされた遅延、制限、妨害、または不履行による被害、損失、発生する費用は相手方に対して責を負わないものとする。
- 11.2 いずれかの当事者が不可抗力に直面した場合、当該当事者は相手当事者に対しその状況と想定される結果を書面にて速やかに通知することとする。上記の偶発事象により遅延が生じた場合、引き渡し期日は、遅延のために生じた損失期間に相当する期間分延長するものとする。しかしながら不可抗力の状態が続いているまたは存続すると予想される場合は両当事者が合意した予定納入日より 60 日を超えてはならないとする。超えた場合、いずれかの当事者は相手当事者に何ら責任を問われることなく DSM 確認書のかかる箇所を取り消す権利を有する。

12 改訂、情報；補償

- 12.1 ある一定期間または製品のある一定数量に関して規格に変更が生じないことを前提に双方が合意していない限り乙は規格の変更、改訂、および製品の製造および生産に代替原料を時々使用する権利を有する。乙のカタログ、製造データシート及びその他配布されている出版物またはウェブサイトの掲示内容などは事前の通知なしにその時々によって異なることを甲は了承しているものとする。
- 12.2 甲は製品と製品の使用に関して甲独自の専門知識、ノウハウ、および判断を活用し、依存することとする。乙が相談に応じる場合、追加義務が付与されないこととする。甲は、製品の使用に起因する損害、損失、費用、経費、クレーム、要求や責務のすべてを補償し、乙に何らの損害も与えないことに同意する。

13. 法令及び基準の遵守

- 13.1 甲は製品の使用に関連して、管轄権を有する政府機関の適用のある一切の法律、規則、条令、規制、規約、または基準を遵守することに合意する。（法令と基準）甲は本品使用に際し以下の責任を負う (i) 製品の使用においてすべての法令および基準を遵守する、(ii) 必要な承諾、許可を取得する

14. 独立の契約者

乙と甲はそれぞれ独立の契約者であって、主従関係に立つものではない。

15. 譲渡禁止、権利義務の移転

- 15.1 甲および乙は一切の権利義務について相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならない。ただし、両当事者はかかる権利義務を関係会社または製品に関連する資産または事業の大部分を買収する第三者への譲渡は例外とする。
- 15.2 乙との契約時において甲を支配する甲とは無関係の個人または団体が注文確認書の有効期間中議決権のある株式持分を所有する等して権利義務の移転が発生した場合、即時発効にて契約を解除することができる。
乙への通知は買収された日より10日以内に行うこととする。通知を受けた後10日以内に乙は甲に契約解除の通知を行うこととする。

16 取引停止及び解除

- 16.1 予定納品日までに甲が履行保証を提供しないなど本契約に基づく義務を履行しなかった場合または支払い不能または支払い期日までに借金返済ができないまたは支払い不能または再建、合併の理由以外で会社を清算に入った場合または倒産事由が発生した場合は、甲により、または甲に対して甲の資産の全部または重要部につき、精算人、管財人、保全管理人その他類似の者を選任するまたは債務整理証書の手続きに入るまたは債権者に受益権の譲渡をした場合、乙は他の権利を害することなくいつでも甲に書面で通知し、以下の行為を行うことができる。
- (i) 未払いの製品に関して返品および再所有を求め、この結果生じる一切の合理的な費用は甲が負担する
 - (ii) 前払いもしくは履行保証を適時に提供しない場合、未払い製品の納入を停止するまたは契約を解除する
- 16.2 第16.1条に該当する事由が生じた場合は甲に納品した未払い製品に関しては乙のすべての請求権残高を直ちに支払い期限にするとする。

17. 免債事項

- 17.1 乙が本契約の規定を実施しないことをもって、かかる規定の放棄、またはその後においてかかる規定を実施する乙の権利の放棄と解釈してはならない。また乙の権利はかかる規定を実施するにあたり履行遅延、不履行、不作為によって変更されることはない。甲の本契約上の義務についての乙による権利放棄は、甲によるその後の義務違反に対する権利放棄を構成しないものとする。

18. 可分性と転換

- 18.1 本契約の規定について、その全部または一部が何らかの理由により無効または執行不能と判断された場合であっても、無効と判断された部分を除くその他の規定は何ら影響を受けず、その有効性が損なわれることはない。また両者の意図が最大限有効になるように適合法令に適合するために必要な範囲で修正し、差し替えることとする。

19. 出訴期限

19.1 本契約に特に明記しない限り乙に対するクレーム発覚から 30 日以内に甲の書面による事前の通知をした後 12 ヶ月以内に訴訟が提起されないときには、一切の責任を免れる。

20. 準拠法・裁判管轄

20.1 本契約の支配、解釈、履行ならびに本契約に関連して生じる両当事者の権利や義務は、法の抵触に関する規則に拘らず日本国法に準拠することとする。1980 年 4 月 11 日付けの国連国際製品売買条約 (CISG) は適用されない。

20.2 両当事者間に生じた紛争は東京都の管轄裁判所に提起することとするし、乙は権利を害することなく係争中の争議をいずれかの管轄裁判所に提起することができる。

21. 権利の存続

21.1 両当事者の権利義務は両当事者および相続人、被譲受人、役員、従業員、代理人、法廷代理人を拘束するものであると同時に利益のために効力を生ずる。理由の如何を問わず両当事者の一つ以上の権利義務の停止において停止後も引き続き効力を有する場合、本契約の条件に影響を与えないものとする。

22. 見出し

22.1 条件に含まれている見出しは単に参照の便宜を図るために記載されているものであり、その後の説明や解釈に影響を与えるものではない。

23. 知的財産

23.1 製品に関連して生じるすべての知的財産は乙の独占的財産とする。

23.2 乙による製品の販売または配送によって生じた可能性がある第三者の知的財産権の侵害は確認されておらず、それによる損失または損害に対する責任は問われないこととする。

23.3 乙による製品の販売は製品の組成および適用に関連するすべての知的財産権のもと権利を譲渡すると含意があってはならない。また甲は製品の単独またはその他原材料との併用使用または加工工程における知的財産権侵害のリスクをすべて負うこととする。

24. 言語

24.1 本契約の原本は英語で作成されている。英語版と訳されたものとの間に不整合性または矛盾がある場合は英語版を優先することとする。